

厚岸町議会 平成28年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成28年9月14日

午前10時1分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入る前に、皆さんにお願いがございます。一つは、議案の第61号以降ですがこれは款項で進めたいと思うのですがよろしいでしょうか。

それから、私途中で副委員長にかわってもらうこともあるかと思しますので、それはどうかお許しをいただきたいということでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより審査に入ります。

はじめに、第議案第60号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の第1表、6 ページ、7 ページは事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目によって進めます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4目農林水産業使用料。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 6目土木費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目農林水産業費道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目商工費道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 17款財産運用収入、1目財産貸付収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項財産売払収入、1目不動産売り払い収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 18款1項寄附金、1目一般寄附金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 次、20款1項繰越金、1目繰越金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 21款諸収入、6項3目雑入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 22款ですね。10ページになります。22款1項町債、4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目土木債。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10目臨時財政対策債、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に12ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目議会費、ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

3 番、堀委員。

- 堀委員 大変申しわけありません。科目にない質問をということで資料の要求もさせていただきました。

8 月の災害台風に係る資料についてというものを出示いただきました。8 月、台風 5 号から始まって 7 号と 11 号まで、このようにあって。5 号自体はあれなんですけれども、7 号以降、3 個が立て続けに北海道に上陸するという例年、過去に例のないような台風が北海道に来たわけであります。

そういった中で、厚岸町においての被害状況を出していただきました。住家被害や農業被害、土木被害、水産被害、林業被害、公立文教施設被害とか社会教育施設被害と多々あったわけなのでありますけれども。幸いといえばちょっと語弊があるのかもしれませんが。上川や十勝、そして日高地方の大きな災害に見舞われた地域。そして被害に遭われた方々のことを思うと、一概に喜んでばかりもいられないのですけれども、厚岸町 3 本の、三つの台風の被害というものがさほどなかったというものは、喜ばれるところかもしれないのですけれども。ただ、ちょっと台風や気圧の配置が変わっただけで、十勝、日高のような被害というものが当然こちらの道東のほうにも及んで来るというものが容易に想像ができる。そういう気候変動の激しい時代になってきたのかなとも私たちもいろいろな面で覚悟をもっていかなければならないのかなと思うわけなのであります。

各施設災害といったものは、各所管される施設などで今回も補正予算などを出されている科目もあって、それはそちらのほうで聞かれば良いと思うので、私のほうでは触れないのですけれども。

今回 8 月、31 日間の間でこのように大きな豪雨というものが度重なってあったわけなんですけれども。そこで、私がまず聞きたいなと思ったのは、この報告書の被害なんですけれども、日にちは書いているんですよね。ただ、やっぱり被害というものは何時何分、何分まではいいんですけれども、やはり何時に発生したかという、それが今後の対策や何かを考えていくうえでも大事じゃないのかなと思うのですけれども。まずこの被害状況、各施設の被害状況というものがあったんですけれども、何時に発生したのか。その確認というものをされているのかというものをお聞きしたいと思います。

また、資料の 4 のほうでは 8 月の気象概況というものを載せていただきました。これは、気象庁が発表している概況だと私は思っているんですけれども、厚岸町には厚岸町の雨量計というものがあつたはずなんですけれども、雨量計の数字というものが出ないのですけれども、厚岸町の雨量計数字というものではどのようになっていたのか。

これについてお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま、2件のご質問に対するお答えですけれども、まず時間の確認をということなのですから、住民からの情報があった場合については全て時系列において記録をしております。今回、この時間帯までは、資料の中では記載をさせていただいておりませんが、確認のできるものについては全て確認をした中でその時系列の記録を残す形にしております。ただし、パトロールの中でその被害が見つかった場合、これはその時間帯というものはあくまでもその確認をした時間でしかありませんので、それはその時間において記録をしているということでもあります。

厚岸町の雨量計につきましては、以前にも議会の中でご質問があったかと思いますが、これは既に使用をしていない、できる状況にないということで、厚岸町の雨量計については使用はしていない。あくまでも、気象台の太田にある雨量計の中で確認をしているということでございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●堀委員 そうすると、ウの土木被害とか土砂崩れといった中では、オの林業被害ですか、というものがあるんですけれども、ウは関係した護岸だから恐らくそれもやっぱり後で見回ったときに発見したものなのかなと思うんですけれども、林業被害としてのこの筑紫恋の授産施設の土砂崩れですね。これについては、何時に発生したのかを教えてください。

そして、そうすると厚岸町の雨量計というものはもう使っていないんだということで、私が勘違いしてたのかなと思うんですけれども、以前、災害のタイムラインというもので質問させていただいたときには、厚岸町の雨量計も使いなおかつ気象庁のデータも使いながら、あと最近だとナウキャストという降雨観測情報を活用しながら災害対応に備えるのだということであったと思うんですけれども。厚岸町自体が使っていないで、じゃあ気象庁だけというふうになったときに、厚岸町地域防災計画、こちらのほうには99ページでいいのかな。降雨量の測定は役場、建設課において測定を行い、警戒態勢に入ってから測定間隔が30分とされているんですけれども、これはもう既にそしたらば全然嘘を書かれていると。町民に対しても嘘を周知していると理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをいたします。林業被害、筑紫恋の治山施設であります
が、これは9時半から10時の間で確認を行ったと。これは、17日です。17日の午前9時半
から10時の間で確認が行われているということです。

それと、地域防災計画の降雨量の測定は役場、建設課において測定を行えとなっております
けれども、これは本来、改訂をしなければならないところ、そのままになってい
たということでございますので、次の改訂時においてこの内容につきましては改訂を
行わせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、林業被害が9月17日の9時半から10時ごろに通報があったという
ことなんですね。8月の17日の降雨状況というのを見たときには、時間雨量で6時か
らは7時までは11.5ミリ。7時から8時までは、逆かな。5時から6時までが11.5ミリ。
6時から7時が13.5ミリ。7時から8時が24.5ミリと。この24.5ミリというのは8月の
降雨量の中の時間雨量では最大雨量を記録した時間なのですけれども、そのすぐ後に、
そのすぐ後なのかこのときに土砂崩れが発生したんだというようなことが当然想像でき
るわけなんですよ。

何を問題にしたいのかというと、先ほども言った地域防災計画の99ページ警戒態勢を
とる場合の基準雨量というものが地域防災計画にはあるのですけれども、第1警戒態勢、
第2警戒態勢というものがあって、警戒の段階も3段階に分かれているのですけれども。
このように実際に被害が発生した段階において、これらの第1警戒態勢や第2警戒態勢
をとるようなことはされなかったのか、というものをお聞きしたいと思います。

第1警戒態勢の場合であれば、そのときには危険区域の警戒、巡視、住民に対する広
報を実施すると聞いてなっているのですけれども、この時間帯においてそのような危険
広報というものがあったとは私たちでは承知していないのですけれども、これらの体制
というものがきちんと実施されていたのかどうか。これについてお聞きしたいと思います。

また、同じように降雨状況の中では、8月21日、日最大でたしかこれでは92ミリです
ね。24時間雨量が92ミリと記録した日なののですけれども。前日、21日の前の20日くらい
からも当然雨というのはずっと降り続いていたわけなののですけれども、そういった段階
においてもこの警戒態勢というものをとっていたのかどうか。災害広報としての周知
というものが私たちではされなかったと思っているのですけれども。こちらについて
もされなかったと思ってるのですけれども。これらについて、どのような体制でどのよ
うにされたのかをお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） このたびの、一連の17日さらには21日の警戒態勢としては、役場の体制としては、関係課が役場で待機した中で、また道路パトロール、それと被害状況のパトロール等警戒態勢はとっておりましたけれども、住民へのその警戒態勢の広報については行っていないと。委員おっしゃられるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

●堀委員 ここに書かれていることは一体何なんですか。実際に9月の17日には既に土砂崩れが発生したにもかかわらず、たしかあのときには土砂崩れによって通行どめになったというような周知はあったのかなと記憶しているのですけれども。違ったならばすみませんけれども。ただ、やはり降雨状況というものが激しい、実際にそういった発生しているといった段階で、状況というものを町民に知らせるというものがこの地域防災計画にうたわれている第1警戒態勢のときの対応じゃないのかなと思うんですけれども。これが全くされていないというのは、防災体制に対する意識というものが非常に甘いと言いたいと思うんですけれども。どうなんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、議員のほうから厳しいご指摘をいただきましたけれども、役場全体としては、そういった気の緩みの中で警戒態勢を持っているわけではない。十分注意を払いながらそういった情報、さらには住民からの情報や気象情報などを見ながら警戒態勢に当たっているところでありますけれども。結果として、住民へのそういった土砂崩れ等の周知というものがなかったということにつきましては、今後の反省とさせていただきますと思いますし。改めて住民に対する警戒態勢というものの詳細な部分について協議、検討をし、直ちにそういった住民への警戒を呼びかける仕組みを構築したいと考えています。

●委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

●堀委員 済みません、本当に科目にないものをですね。長々とやらせていただきまして大変申しわけありません。ここでやめますけれども。

今回の上川や十勝、日高などの状況などを見ても、やはり行政側からの危険周知というものがどれだけ大事なのか。そのことはやはり重々、当然行政側としては分かっているんでしょうけれども、実際にやられていなければ、町民側としても意識の持ち方がやっぱり変わってくると思うのです。

少なくとも時間雨量、9月もそうでしたけれども、先週の金曜日もそうでしたけれども、時間雨量がたしかあのときは35ミリが最大だったかと思うんですけれども、35ミリも降るようなときに何もなく、いきなり道路の通行止めとかだけが周知されるような状況になったときに、いやいや町から何も連絡がない中で住民がこれからどれだけ降るのか分からない中で自分たちで、確かに自分たちで自分の身を守るのは基本なのか

もしもかもしれませんが、しかし、そこには行政が情報提供を率先してやっていくというものがなければならいと思うのです。

先週金曜日だけの降雨だけを思っても、たしか4時半頃に気象庁から土砂災害の警戒情報というものが出されましたけれども、あれについても町の広報でただ単に土砂災害の警戒情報が気象庁から発表されましたというだけの広報だったんですよね。その後の避難や何かも考えてくださいというような文言はあったとは思いますが。でも本来、土砂災害警戒情報が出るような事態というのは、むしろ避難勧告や避難指示というものを出すくらいのレベルのものが起き得る可能性があるのだというとき。たしか、土砂災害警戒情報は日雨量が100ミリ。たしか4時半くらいで気象庁のほうの降雨計では100ミリは超えたと思うんですけれども。恐らく、そのような状況の中で気象庁のほうでは出してきてるんだと思いますけれども。

そういうものを考えた時に、町からどれだけ情報を早く住民に周知させるか。そして、もう一段階、気象庁からの警報よりも上のそういう特別警報的な土砂災害警戒情報などが出たときには、やはり避難や何かというものを住民に対してどのようにするのかというものを周知するような体制、つまり、現段階でのこの降雨災害に対する警戒というもののレベルをもう一段も二段も上げていただかなければ、町民は安心して暮らすことができないと思います。

何とか、先ほど課長のほうからも言われましたけれども、災害対応、警戒態勢といったものは現在の態勢よりもレベルアップを強く望みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実は、今月11日付で北海道を通じて、国からもこの度のこういった一連の被害があった中で、避難勧告等、要は避難準備情報から始まって避難勧告、避難指示という順番になりますけれども、これら避難勧告等について各自治体においては土砂災害警戒情報等、これらを活用して空振りを恐れず、躊躇なく発令せよというような通知もきております。

ただし、一方ではその避難勧告をした場合において、各住民が逆に避難をすることが危険の恐れがあるといった判断も、それぞれの住民の中で行っていかなければならないといった一方の悩みもございますので、これらを含めて再度担当課として、こういった一連の住民に対する情報のあり方について、再構築をさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 一般管理費、他にございますか。

なければ、先へ進みます。

3番、堀委員。

●堀委員 申しわけありません。今度は予算内のことでお聞きするんですけれども。そのように降雨によって、鉄道や道路網などが寸断されてしまったわけなんですけれども。鉄道網が寸断されたことによって、札幌などの道央圏への出張に対して大変変更なりと

いうものがあり得てしまうのかなと思うのですけれども、現在のＪＲの運行状況を踏まえた中で、通常今までであれば、出張旅費は１泊２日でＪＲで、１泊２日なりその業務の内容にもよるのですけれども、基本１泊２日の中で行ってきたと思うのですけれども、これが現在はどうなっているのか。これについて教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） ＪＲスーパーおおぞらの運休に伴う職員等の出張命令等の取扱いということで、９月２日付で各職員には周知をしております、この時点ではＪＲが運休するということだったものですから、まずは原則としては移動手段について都市間バスを利用するという。これは釧路バスほか３社を中心とした一つの一本のバス。それと北海道バスによる一本バス、二つ出ておりますけれども、それぞれ始発の釧路バス本社。片方はですね。もう一つは始発の釧路湖陵高校前、これを基本として、原則として都市間バスを利用することということです。

厚岸から始発までの移動につきましては、花咲線との時間が合わないといったことがございますので、この厚岸、釧路間は基本的に公用車で移動すると。駐車料金が両方ともかからないものですから、そういった基本といたしました。その都市間バスの利用にあたっては、用務が基本的に午後１時半、または２時頃から始まる場合については、朝の６時４５分出発するバスを利用すると。その当日、用務のあった当日宿泊をし翌日に帰ってくるといったことを基本にしております。

また、１日目が午前中から始まる場合については、前日から行って前泊をし、また研修の場合であれば終わる時間が５時頃になりますので、その終わった後の５時５０分。これは本人の申告にもよりまして、基本的にはこの厚岸に１２時頃に着くものについては、乗らないで、その後泊、その当日宿泊をして翌日に帰ってくるといったことを基本にしております。ですから、普通よりも１泊多くなるかと思っておりますけれども、そういった形にしております。

また、その後９月８日からＪＲが代行バスを含めて運行されることになりましたので、これも上下３本ですけれども、基本の中に入れていずれかを選択してもうらうということにいたしました。ただし、これもＪＲ花咲線との接続の悪い列車もございますので、基本としては今現在、職員が使用しているのは都市間バスということになっております。

●委員長（室崎委員） ３番、堀委員。

●堀委員 大体分かりました。そうすると大体５時くらいまでになって夜中の１２時くらいに着くものについては、もう１泊をするようにという命令が今されているんだということで分かったのですけれども、例えば朝の便ですよね。たしか６時４５分発とかつといった段階においては、これは釧路６時４５分発ですから当然厚岸が遅くとも５時半くらいまでには公用車で出発しなければならないのかなというふうに、非常に早い時間帯になってしまうのですけれども。これについては問題がないのかなというものをお聞きしたいのと、あと心配なのはこのまま、ＪＲの復旧自体は１１月いっぱい１２月くらいから復旧と

いうもので、見込みというものが出ていたようでもありますけれども、冬期間に渡ってつたとき、冬期間に及んだときに同じような形の中でこれが取得する体制なのかどうなのかというものを心配するんですけれども。まだ、ＪＲの状況というものがどうなるか分からないといった中では、現段階では詳しいことは言えないのかもしれませんが、万が一冬期間とかってなったときに、朝の５時や５時前くらいの公用車での移動というものが、果たして妥当なものなのかというような判断をしなければならないようにもなるかなと思うんですけれども。こちら辺についてもいかがなのでしょう。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） どうしても、今現在の交通手段の中では、この６時４５分のバスを使用しなければ、利用しなければ１泊２日ということにならないものですから、このことについては、これまでも職員組合との間でこの出張命令の取扱いについては協議をさせていただき、またそれを承諾していただいた中で行ってきておりますけれども、今現在こういった臨時的な、さらにはこういった状況にありますので、まずは職員組合のほうからはこれの出張命令の取扱いを承諾をいただいたということで、まだまだ根室線の復旧については１２月までということになっていますが、おそらくそれ以降も続くだろうということをＪＲの厚岸駅長からも聞いておりますので、今後のその朝の移動で私用車を公用車取扱いとして行うことも可能ではあったかと思っておりますけれども、あくまでもここは公務でありますので公用車を使用するという周知をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） その冬期間の取扱いでありますけれども、こういった状況であります。あらかじめ、この周知にあたっては特に研修、さらには会議、どうしても行かなければならない。全て行かなければならないんですけれども。来年度も研修が行われる。

また、時期を外して同じ研修が年数回にわたって行われる場合については、今現在の状況の中で無理をせず次回に回すであるとか、来年度回すであるとかいったことで今対応しております。ですから、冬期間の恐らく雪が降ったと、雪が降って道路がまだ除雪をしていない、危険な場合については無理をしない中で出張を取りやめるであるとか、といった対応をしなければならないと思っておりますし、そういった場合については、その会議の資料をその主催であるところから改めて送っていただく、といったような対応をとらなければならないと思っております。

●委員長（室崎委員） 一般管理費。他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、2目簡易郵便局費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目情報化推進費。
5番、竹田委員。

●竹田委員 情報化推進費の中で情報ネットワーク整備事業の部分で、I P告知の部分について聞いても大丈夫ですか、委員長。

現在住んでいる住宅の部分については、総務省からの補助金でもって整備を、I P告知の部分について、それから電波障害起きている部分についての整備は行われました。その場所を離れて、新築関係をした場合に前にも質問したことがあると思うんですけども、お金が100%実費ということから付けない人が多くなっている現状は役場として把握をしていると聞いたんですけども、そこ改めて聞きたいと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
総務課長。

●総務課長（會田課長） お時間をとらせて、申しわけございません。ここ最近の中では、この制度、このI P告知というかネットワークの制度が始まったときには、1件そういったケースがあったということはお聞きしておりますけれども、それ以降につきましては最近も含めて建築のほうでの確認申請をこちらのほうでも確認をさせていただいた中で、その建築会社で設置、有料であることも承諾をいただき、設置がされていると聞いております。

●委員長（室崎委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 確認申請のないところは。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） その確認申請のないところについては、確認しようがないのですけれども、とりあえず町側のほうにその設置の要請があった場合については設置をさ

せていただいているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 テレビの難聴の地域については、最初はその I P 告知と一緒に整備をしていたんですけれども、なおかつその場所に新築をしたりすると、テレビはどうしても見たいのでお金をかけても実費でそのほかやらないといけない部分が出てくるので、それは実費で何だかんだやるっていうのは聞いてるんですけれども、I P 告知についてはさほど必要でないということで、新築をされたときには自前で外して、その後付けないで放置をしている部分というのはあると。それから、その機械がどこにどういうふう保管しているのかということも役場のほうでは全部周知をしているのかどうなのか。そこはどうなのでしょう。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実は今回の補正で上げさせていただいている予算につきましては、光ケーブルの空き回線がないところで住宅の建設があって、その工事費用が上がったことによる予算不足を生じたことから、この予算を今回上げさせていただいておりますけれども、そういったケースもございます。今、委員言われた確認、または周知については広報でもこれまで周知をしてきておりましたし、また、そういったケース全て把握できていないこともあり得ますので、今後改めてそういった周知を何らかの形で行わせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 5 番、竹田委員。

●竹田委員 あの、I P 告知を外して付けていない人は、I P 告知を聞きたくても今度聞けないわけですね。町のあらゆるそういう大事な情報も聞き入ることができなくなる。いわば、その外した人っていうのは当然何らかの形で損するわけなんですよ。結果的に。

しかし、取り付けることによつての費用の負担。高いところでは 8 万前後というふう。安いところでは五、六万。っていうような線の外線の長さによって工事の延長を、要するにその長さによって整備工事費が変わってくるということで、あってもなくてもどうでもいいという、最初からそういう人も中にはいたということで、なおかつ新築したときには金かかるんだったら付けないという人も中にはいるというのは現実聞いております。

なおかつ、その機械については本人の私物でなく、厚岸町の貸し出しのものですよね。であるならば、その物についてはやはり本人の物でなければ解体をする前にその物を外して、新築した後にそれを付けないとなると、その保管方法はどのようにしているのかということは、ある程度その新築を建てた方々にやはり聞き入り調査をきちんとして、I P 告知を付けたほうがいいですよということを促していかなきゃならないというふうに、役

場としてのそれは義務があると思うんですよね。どういう義務かは分かりませんよ。付けさせたときの、付けなきゃならない場合があったわけですから、その後のやはり調査とかそれから付けていただければならない部分だとか、そういったことはきちっと調査していかなきゃならない。

このIP告知が付いてから、新築をされた件数というのは何件あるのか。把握しているか。役場として。その把握した件数の中に、全件ちゃんと付いているのかどうなのか。それらを、実態を調べているのかどうなのか。お聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほど言った確認申請を含めて、こちらのほうに申請があったものについて全てその新築によって改めて付けたものも含めて、新しく付けたもの改めて付けたもの全て把握しておりますけれども、この制度が始まった後からその実費をもって付けてもらった件数、今ここで何件ということははっきりしたことは言えませんが、全て台帳の中で管理させていただいております。

前段の部分で委員言われた、そういった付けていないことに対する対応としましては、なんと言っても実費負担の中で行っていただいているということで、町としてはできる限り付けていただきたいというものはございますけれども、その費用によってやはり付けたくないといった方もおりますから、それは無理を言って付けてもらおうということはなかなかならないものですから、そういったものの中にはあろうかと思います。

ただし、今後そういった向きの部分につきましては、改めてどういった形で対応すべきかということを検討させていただくということで、今ここでどういった方法でということとは言えませんが、まずは検討させていただきたいなと思います。

●委員長（室崎委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 災害等でずっと私も今まで質問してきたんですけれども、やはり実費ということになってくると、我々もそういう立場の仕事していますけれども、なかなかすんなりと受け入れてくれない部分がお客さんの中にはおるわけですよ。

そういった場合に、どういった形がいいのか。それらも含めて建築屋さんとしては、困っている部分もあるかと思います。建築費用の中に最初からそれを組み入れて取り付けるような方法論をとっている建築屋さんもいれば、そういう費用的なものを入れるとある程度のその一定の金額を超えてしまうので放っておいている。個人の自由に従っているということで、建築屋さんもそれぞればらばらだそうです。災害の多いこういう昨今になってきているので、ぜひそこは放置しないでぜひ付ける、付けていただく、付けてもらわなきゃいけない、そういう重みのあるものであるというのは当然わかっているわけですから、そこをしっかりと踏まえて全件が外した後も付けていけるような、その流しをして、ぜひしていただきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） I P告知端末は防災行政無線の個別受信機と合わせて、両方お互いがあるって補完するものと考えております。特にそういった災害情報、さらには危険が迫った場合の伝達手段として、町としては重要なものと考えておりますので、実費負担をいただくといった部分で難しい部分もございますけれども、できる限り設置をしていただくよう、今後とも周知をしてまいりたいと思います。

●委員長（室崎委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 付けるときに1番のネックがお金なんです。ここで、工事をしてもらうのは役場で指定している指定店になりますよね。その指定店にやってもらわなきゃいけないというのがあるので、そこに工事してもらったら今度は納入先、工事費の納入先は役場に支払うことになっていますよね。そういったときに、本人が付けやすいように分割とか、そういうことは考えられないのかという要望もありますけど、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 担当の中でも、これまで少なくとも町内の建築業者の中ではこのI P告知、さらには防災行政無線も含めて、理解をしていただいた中で協力をいただいていたと思ってはいたのですが、今そういった声が、設置者の中からもあるということです。このあたり、できる限り町として安い金額の中で機器については購入していただいているということはございますけれども、もしそのような声があったということであれば、それも含めて検討しなければならないと思います。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

5目交通安全防犯費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 2款1項5目交通安全防犯費、35万1,000円。交通安全指導員の報酬11万7,000円と費用弁償が23万4,000円。ここでお尋ねをさせていただきます。

たしかこれは3月の条例改正を議決いたしました。年額報酬から時給へと改正をしております。この実施に伴う補正なのかなと理解をいたしましたが、この内容について、指導員の報酬と費用弁償がどうなってきたのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 3月の第1回定例会におきまして、条例改正、それから予算の説明をさせていただいたところでございますが、当初予算につきましては前年同様の予算組をさせていただいた中で、今回の3月の条例改正による報酬の支払い方法の額の変更について出てくる影響については、年度内に補正予算にて提出させていただくという説明をさせていただいております。

今回、年額、昨年度までの年額3万3,000円からご質問者言われる時間当たり900円という報酬に変更させていただいているわけでございますが、今回増額となっている要因につきましては指導員が新たにふえている、2名、ふえているんですがそういう部分と、時間当たりの報酬としたことで出席率が昨年度よりも若干高くなってございます。それに伴いまして、年度内の必要の金額を推計したところ、このままいくと12月補正までもたないということもございまして、今回、補正をさせていただいております。

また、支払い方法につきましては、昨年度は年額ということで3月に支出をさせていただいておりますが、時間当たりとしていきますので毎月報酬、費用弁償の支払いをさせていただいております。こういったことで、今回9月補正のほうに上げらせていただいているという内容でございます。

- 委員長（室崎委員） 8番、南谷委員。

- 南谷委員 肅々、以前一般質問でこの改正をということでお願いをしてきた記憶もございますが、実際にこのように条例を改正されて指導員の皆さんの反応っていうんですか。そういう声もあった。全体として指導員の皆さんからどのように受け止められておられるのか。厚岸町の交通安全指導員の皆さん、一所懸命頑張って私はおられると思うし、町内の交通事故撲滅にますます指導員の皆さんの活躍というものは期待されるわけでございますが、指導員の皆さんの今回のこの改正どのようにとらえているのか。担当課でないよ。感触として。どう指導員の皆さんが受け止めておられるのかお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（室崎委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 昨年度の年額報酬から今年度の時間当たりの報酬に変わったことについての指導員の反応につきましては、改正前から指導員のほうにはそういう報酬のあり方、そういう部分で話してきたこともありますので、ほぼ、全て全員ではございませんが、ほぼ皆さんが納得して、こうあるべきと理解していただいております。それについては、イベント時、それから通常の交通安全指導の啓発事業を行うときに、それぞれの指導員からお聞きをしております。

- 委員長（室崎委員） 5目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

7目文書広報費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 10目企画費。

4番、石澤委員。

- 石澤委員 地域協力隊を募集するといった形で動き出したと思うのですけれども、どういう形になってますか。

- 委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 28年度予算におきましては、2名の協力隊員の採用に向けて作業を進めているところでございます。

それで、1回目の募集で2名の方の応募がございましたが、それぞれその活動の内容にきちんと合致したふさわしい方かどうかということを中心に時間をかけた面談をして、なおかつ、こちらが希望する赴任の日、そういったものにきちんと適用できるかどうかという確認をしてまいりました。それで、残念ながらお二人ともそのような状況、こちら側が求めるような状況に至らなかったということで、現在再募集を現在かけております。これは、最初の想定の中でもこういったことあり得るだろうということで、再募集に係ることも想定した中で進めていることでの範疇ということになります。

2回目は、1回目よりももう少し期間を長くおいて、現在10月の中旬までの期間をおいて、なおかつそういった支援する組織が東京にございます。いわゆる協力隊を募集するという行為を支援する組織とありますから、そちらのほうの協力も得ながら広く周知するような形で取進めて行くということでございます。その中には厚岸町をこよなく愛していただいている東京厚岸会の皆様に情報提供したり、それから厚岸町と縁を結ばしていただいている東京日本橋のカキ酒場北海道、ここには厚岸町のカキを非常に愛着をもって厚岸の特産品を求めて来店されている方が大勢いらっしゃいますから、そこにも告知の情報をさせていただいたり、想定できるものは広く進める中で今再募集しているという状況にございます。

- 委員長（室崎委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 なんか、聞いたところでは、いろんな条件があって語学が達者でなければならぬとか、そういうような話も聞いたんですけど、そこまで限定してしまうと、やっぱり応募してくる方がどんどん減ってくるような気がするんですけど、そういうことはないですね。

- 委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 公募の条件については公開しております。その中で、英語もしくは中国語に堪能な方については、採用にあたっては優遇いたしますということは明記されております。条件とはしてないということです。というのは、これからの厚岸町の観光にとっては、これは日本、それから北海道も上げてそうなのですが外国人旅行者の対応というのが、これから需要度を増してくるだろうということで、できれば英語もしくは中国語、できる方がいればそういった貢献度も高くなるだろうということで、そういった情報は提供させていただいているところでございます。それが、資質ではございません。

●委員長（室崎委員） 10目企画費、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ前へ進みます。

11目財産管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 12目車両管理費。

1 番、大野委員。

●大野委員 ここでお尋ねをしたいんですけれども、この公用車管理なんですけれども、この科目は金額はスタッドレスタイヤと買うんだよと。それはいいんですけれども、公用車のまず更新計画とっていいのか、なんといいのかわからないのか。古く、何十年経ったから順次入替えていくよとか、それとも急に壊れて故障して動かなくなったから入替えるよというのはあるんでしょうけれども、そういう計画ってあるんでしょうか。

それと、もう一つは土木作業機とっていいのか、町の除雪兼用のダンプトラックの塗装が非常にはがれててなんかみすばらしいなというのか、このままでは長年もつのかなって思うんですけれども、ディーラーに入れて全塗装かけるとまでは言わないですけれども、車両係の人にせめてペンキくらいを購入してあげて、時間をつくって塗っていただくことができないものかどうか。また、きちんと何年に1回、塗装するんだっていう計画があればいいのですけど、そういうことをできないものかどうかお聞きしたいんですけれど。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 1 点目の公用車の入替えにつきましては、毎年度ローリングする3カ年実施計画の中で計画を立てさせていただいております。しかし、その見直しの中で前年度計画したものが今年度に回ったり、新たに入替えが必要になったものが逆転

するだとか、そういったような関係で毎年見直しを行っているということで、基本的な5年スパン、10年スパンでの入替えという考えはございません。

それから、ダンプトラックの塗装の関係ですけれども、これは特に古いのちょっと目立つ状況にありますけれども、基本的には塗装していくという考えであります。除雪に当たっても、プラウとかそういった必然的にペンキが剥がれるものについては毎年きれいにペンキを塗っているという状況にありますので、それに含めて車体本体についてもできるだけきれいにしていきたいなと思いますが、そのペンキについてもやはり周期的な塗りかえ計画というのが今のところもっていない。今後はもてるかということでありませうけれども、はがれ具合によらざるを得ないのかな。これもやはり相当な価格いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 1番、大野委員。

●大野委員 気持ちは分かるのです。ただ、やはり土木作業車大変高額ですから、1年でも長く使っていただくのには、せめて塗装くらいしていただかないとって、誰もが思うんですよ。それと、その整備計画の中に個人的な希望なんですけれども、10人乗りのワゴン車を1台、多分あったら便利じゃないかなと思うんですけれども。ぜひ、計画に載せていただきたいと思いますと思うんですけれども。すぐ買えればいいんでしょうけれども、多分どの課にあっても便利じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 繰り返しの答弁になりますけれども、3カ年計画樹立にあたって検討をさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 今、1番大野委員発言なされました。10人乗りという話。全くいいこと言ってくれたなと思います。委員長、広がりますけど引き続き許してください。

実際に厚岸町の、この次僕、一般質問しようと思ってたんです、この問題。入替えましたよ。あれ、7人か8人乗れるかもしれないけど、札幌とか帯広とか行くときに運転手と職員入れると5人しか乗れないんですよ。そしたら、自ずから2台になりますよ、車。2台分の車の経費考えると私は入替えてでも、普通車の運転できる10人乗りであれば8人乗れるんですよ。もし7人。総産で言えば7人の議員いるんです。そうすると、2台ですよ。職員9人になるから。2台必要なですよ、車が。

やはり、普通車の運転免許で運転できる、町はそういう機会が多いと思うんですよ。いろんな団体。職員と運転手さん。そういうことで動く機会が多い。そうすると最大10人くらい乗れる車。中古でもいいですから、やはりある程度しっかりしたもので町民の皆さんが不便でないような対応をすることを計算したら、今の車では駄目ですよ。10人乗り、最大人数運転できるような車に乗り換えないと、むしろ割高になるんでないです

か。いかがですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） あ、公用車の整備の考え方でありませけれども、そういうような多人数の利用というのもやっぱり必要かなと思います。ただ、やはり買った以上は効率的な運行というふうにやっぱりしなきゃいけないと思うんですよね。そういったことから、この10人用を超える利用がどれほどあるのかなと。そういったことも検討しながら計画を考えてまいりたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 1回買ったから。今使っているのだからかなり古いのありますよ。古いやつ。あの四駆のやつで。そういうのを入替えるんだって遠からず来ると思ってるんです。僕は。1台ではないわけなのですから。やっぱり、これだけの町民を相手に移動するときには常に2台を出さなければならぬよりは、一人乗りの最大限の運転できるバスっていうのは私は必要だと思うし、しっかり検討されて早い対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 現状の車両を増やすっていう考えはこれまでもっておりませんでしたので、今後の入替えの時期の検討になるかと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12目車両管理費、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2項町税費、1目賦課納税費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは3款に入ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

3番、堀委員。

●堀委員 多機能共生型地域交流センターでお聞きしたいと思います。この7月、8月、大変湿度が多い北海道とは思えないくらい湿度の多い季節だったんですけれども、この

多機能共生型地域交流センター、自治会関係の集会等にもよく使っている施設なんですけれども。湿度が非常に高い、施設内がですね、というのが見受けられました。除湿器というものも何台かはあったけれども、それをフル稼働しても追いつかないような状況であって、自治会のほうでも除湿器は畳のある部屋用に自治会のほうでは除湿器を用意してフル稼働させていたんですけれども、自治会として使わないときには廊下なり玄関ホールなり、そういったものに自治会のやつも活用されていて。それ自体はいいんですけれども。ただ、それでも追いつかなくて自治会で使うところの部屋の畳などもカビが生えてしまったという状況がありました。

あの施設、小さい子どもが当然、はいはいしたりする施設があるわけなんですけれども、それだけ湿度が多いような状況の中で、そのような状況が続いたときに、その自治会の畳のようなカビなどがそういうほうにもあってしまって、健康を害するようなことになってしまっは大変だと思うんですけれども、この湿度対策というものについてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おっしゃられたように湿度が高い部分で除湿器をフル稼働させている状況です。今、おっしゃいました自治会さんのほうで使われ部屋は、その日その日によってなんですけれども、その子育て支援センター、それから2階の障害者の方が通う施設につきましては職員が配置をしております。そこで、除湿器をフル稼働をさせてそういった湿度対策というのをしているような状況で、職員からもすぐいっぱいになってしまうというような状況は聞いております。

●委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

●堀委員 例えば、業務中であれば除湿器いっぱいになって止まりますよね。今のやつはちゃんと水が貯まれば止まるんですけれども。業務中であれば投げることができたらいいんでしょうけれども、当然夕方に投げて帰って、あまりにも湿度が高いもので、そしてそちらのほうの施設にある除湿器自体は結構あまり大きくない。小さいものなんで貯水量自体も少ないんで、すぐにいっぱいになってしまうような状況なのかなと思うんですよね。そういったときに、もっと容量が大きければ、12時間なりつてもたないのかもしれないかもしれませんけれども、それ近くにもっていただければ、職員のいる間の中でもだいぶ対応として違ってくるのかなと思うんですけれども。そういった中で、もう1台、2台のやはり除湿器というものが、あの施設については本当に、今年が特に湿度が高かったからかもしれないんですけれども、でもただやっぱりこれからも同じような湿度、そしてできるだけ快適なというんですかね、カビの生えるような状況を生み出す状況はよろしくないと思うんで、やはりもう少し除湿器の整備というものを考えていただければなど。エアコンを付けてというのは、かえってエアコンが子どもにも悪いのかなとも思いますし、そこまでは言いませんけれども、除湿器で対応できるのであれば、除湿器の対応をしっかりと考えていただきたいなと思うんですよね。

実は、自治会で使うところの部屋の畳がカビが生えたといっても、この施設にいる職員が実際に、私方も全然知らなかったんです。いつも常時使っているわけじゃなかったんで。話を聞くとカビが生えてたんで、私たちのほうで拭きましたということを書いて、大変ありがとうございましたと言ってたんですけれども。それだけ、湿度の高いこの季節だったからというのもあるんでしょうけれども、なんとかやはり子どもたち、小さな子どもたちが使う施設でもあります。快適に使えるようなものを考えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほども申し上げましたけれども、職員のほうから湿度が本当に高い時季について、すぐいっぱいになってしまうんだということの話は聞いておりました。そういった状況で、カビというのは聞いてはいなかったんですけれども、改めて職員のほうと協議をさせていただいて、現状をつかまえた上で検討していきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 1目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

2目心身障害者福祉費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目老人福祉費。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 老人福祉費の成年後見推進について伺いをいたします。これは新規ということですが、この成年後見推進というところで、もう少しこれ詳しく具体的にどういったことなのか説明をお願いします。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この成年後見推進ということで、今回、成年後見推進委託料ということで127万6,000円の計上をさせていただきました。これにつきましては、当初予算でもって権利擁護人材育成事業という名目でもって予算計上をさせていただいております。申しわけありません。権利擁護体制構築ということで、予算を計上させていただいております。このときは107万3,000円の予算を計上させていただいております。

それで、権利擁護の体制の構築と、それから成年後見の推進ということでちょっと言

葉が変わっておりますけれども、基本的には一連の流れのものでございます。成年後見ということで、成年後見制度ということが平成11年介護保険の制度がスタートする段階で、これも一緒にスタートしておりますけれども、認知症やその障害を持った方が判断能力が十分でないというような状況の中で、財産管理ですとか介護保険なり、障害福祉サービスを受けるための契約。基本的にその介護保険制度が導入される以降、措置から契約というような方向で変わってきております。そうしますと、本人がきちっとした意志を持って契約をするというようなことが必要になってまいります。ところが、本人がそういったものを認知症であるだとか、精神的な障害を持っていられないだとかいうことで、そういったことができないという方に対して、この成年後見を、基本的にはそういった方たちについては今度家庭裁判所に申し立てをしてその親族の後見ですとか、第3者後見ということでその専門職のほうで弁護士さんですとか司法書士さんですとか、そういった方の後見人が家庭裁判所のほうからその申し立てによって選定をされるという形になりますけれども、そういった家族の、親族の後見人、それから専門職の後見人というのが、親族後見という部分ではそういう方がいらっしゃるという場合もありますし、それから専門職の後見ということになりますと数も少ないですし、費用も大きくなるというようなことも出てまいりますので、そういった中で市民後見人という制度を、それを補う制度として今出てきております。

その市民後見人を養成をして、そして要請をした市民後見人さんをバックアップするような機関というのが今、市町村に実施機関の設立ということで求められております。一般の市民の方に研修を受けていただいて、そういった方を登録をして、そしてそういう家庭裁判所に申し立てをしなければならないような方が出てきたときに、そういう方を推薦をするというような方がその市民後見人ということになってまいりますけれども、その市民後見人を養成をして、そしてバックアップするような実施機関。それから、そこでは町民からそういう問題に対しての相談を受けるというような機関が必要になってきております。それが今、市町村に求められておりますけれども、それを社会福祉協議会のほうに委託を、実施機関として社会福祉協議会に委託をしたいと考えております。

当初予算でもってございました107万3,000円といいますのは、この実施機関を立ち上げるに当たって、町の職員、それから社会福祉協議会の職員がいろいろな研修、それから先進地の視察を行って、そういう内容の整理をするということで当初予算にそういった経費を持たせていただいております。今回は、実際に社会福祉協議会で立ち上げて、委託をして立ち上げていただいて、そしてそこで専門家の方も含めた運営委員会というもののよう組織をつくっていただく。また、受任調整会議といって実際にそういった方が相談があった方に対しての市民後見人あるいは専門職の後見人がふさわしいだとか、というようなところについての担当者含めて専門家の方も含めて、調整を検討する会議というようなものも設けなくちゃいけないということで、そういった経費。

それから、相談があつてその方からいろいろな書類を預かったりというような場合がありますので、書類、きちんとした個人情報管理できるような金庫も必要だということで、それらを合わせて今回委託料として計上をさせていただいて、今後の10月以降の相談の受け付け開始に向けて備えていきたい、ということでこの委託料を計上させていただいた内容でございます。

●委員長（室崎委員） 12番、佐々木亮子委員。

●佐々木亮子委員 これ、すごくいい制度だと思います。これからとても必要になってくる制度だと思うんですけども。これ市民後見人ということで、実際どのくらいの数っていうんでしょうか。考えていられるのかっていうんでしょうか。これ何人が必要だとか、そういう枠っていうんですか。そういうのっていうのはあるんですか。それともなりたい人は研修とか受ければ誰でもなれるというようなものなのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 市民後見人の養成講座というのを平成26年度に実施をしております。浜中町と共催という形で実施をしております、厚岸町と浜中町とそれぞれ19人の方が受講をしております。それで、27年、28年、今年も先日フォローアップ研修ということでその方たちにご案内をして、フォローアップの研修をしております。ただ、厚岸町のほうでは町の職員、保健福祉課の職員が人数が多かったものですから、実際にその市民後見人として活動できる方っていうのは、かなり少なくなるのかなと思います。これについては、必要に応じてまたそういった研修というのは設けて、そういった方を養成する作業は続けていかななくちゃいけないと思っております。

何人いればいいのかということにつきましては、特別な何人いなければならないというものではございません。実際にそういう対象の方が、市民後見を必要とされる方がふえてくれば、当然そういった方も必要になってまいりますので、その辺はそういう状況見ながらやっていかなければならないと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番、佐々木亮子委員。

●12番（佐々木亮子委員） 実際に高齢者の方から自分が認知症で分からなくなったときの財産管理どうしたらいいんだろうとか、どこに相談すればいいんだろうとか、やっぱりそういうことが分からない、そういうことが聞かれるっていうことも結構あるんですよね。これ本当にこれから高齢、今でも高齢社会ですけども、これから高齢者が増えていくっていう中で必要なことだと思うんで、周知はされているのかなと思うんですけども、これぜひ対象となられる方、それから市民後見ができる方っていうんですかね、そういう方に対して周知というものをやはりもっと広くしていただきたいなと思うんですけども、その点についてはどのように考えていますか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、作業スケジュールとして考えておりますのは、この予算を議決をいただきましたら、今月中に、もしくはその10月の頭には社会福祉協議会との契約を行いまして、それにあわせてそういった相談を受け付けるというような、そう

いうものを設置して相談を受け付けるというような周知が必要になりますので、それを10月に向けて行いまして、11月位から相談の受付を開始できればいいなというような方向で、社会福祉協議会とは今協議をしているところでございます。

- 委員長（室崎委員） 4目、他にありますか。
3番、堀委員。

- 堀委員 特別養護老人ホームでお聞きしたいんですけども、今年の夏暑かったんですけども、特別養護老人ホームにはエアコンなどの室温を下げるような設備というものはあるのかどうなのか。もしないようでしたら、例えば今年のような高温多湿のような気候の中で体調を崩された入所者がいたのかどうなのか。それについてもお聞きしたいんですけども。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時36分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） お時間とらせて申しわけございません。エアコンにつきましては、付いておりません。1台も付いておりません。養護室に扇風機を設置をしていると。それから、調子の良くない重度の方も入ってもらう場所、部屋についてはサーキュレーターを設置していて、風を回せるような状況をやっているということでございます。今年の状況で、暑いことによって体調を崩された方というのはいないということでございます。

- 委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 分かりました。体調を崩された方がいないということは、つまりそこで働いている方々もしっかりと個別なしっかりとしたケアというもののの中で、ちゃんと対処されているからと思うんで安心はしたんですけども、ただ、各部屋になくても、例えば談話室、大きなあそこはなんていうのかな、食事をする談話室だったかな、というのかなんというのかな、そのくらいには例えば常時快適にっていうわけじゃないですけども、上がりすぎた温度を下げるくらいものものという考えの中で、やはりこれからだとないと駄目なのかなと思うんですけども、こちら辺は例えば他の施設などでどのようにされているのかというものも、しっかりと研究された中で、今後について考えていってほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回、体調を崩された方がいらっしゃるという部分では、職員が窓を開けるですとか、そういった対応をこまめにやって、そういうような状況を回避しているということでございますので、それについては引き続ききちっとやっていただきたいなとお話はしていこうと思います。

それと、談話室等には設置はどうかということでございますけれども、話の中では反対に暖房を入れているというような状況も必要で、反対に職員のほうが暑くて大変というような状況もあるようでございますので、それらにつきましては今後も施設側とよく相談をさせていただいて検討をしていきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

7目自治振興費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8目社会福祉施設費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目児童福祉施設費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項環境政策費、4目ゴミ処理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目し尿処理費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費。
7番、音喜多委員。

●音喜多委員 ここで、お尋ねしておきたいと思います。先だっの報道によれば、標茶でも、と畜場、当初の予定の場所からそこを断念するという報道がされております。

それは、以前からいろいろなことが言われておりましたが、当初、管内含めていろんな条件の下ではあそこがいいのではないかとということで、標茶の意向を受けて皆さんが賛同されたという経緯がございます。そんな中で、今回の報道にあるようにあの場所をあきらめるといふか断念するといふ結果になりました。川上の標茶、そして川下の厚岸と大きく関わってくるわけで、これまたお互いに今まで推し進めようとした大人のといふか、公的な約束手なものもあったといふように私は聞いているんですけども。そこはそことして。今後、改めてやるとなるとまた時間がかかってしまうといふか、振り出しに戻った。多くの農家の皆さんからはいい意向は聞いていないといふか。農家の皆さんも困っていると。そんな状況から厚岸町としては、この次どのような対策といふか、その方針でそれに加わっていくのか。その辺をお伺いしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 先日の標茶町議会での一般質問等々経て、新聞報道でもありましたけれども、これまで検討されていた標茶町中茶安別でのと畜場建設予定地、これについては将来的な風評被害等々も含めて漁業協同組合のほうで大きな懸念を持っているということで報道もありながら、いろいろなやりとりをされておったようでございます。管内の農業協同組合の組合長会であるとか、関連の団体等々で構成する検討委員会というものが設置されております。そちらのほうでいろいろ検討をされてきたんですけども、結果として、その漁業協同組合の不安を払拭するに至るまでの理解を得られなかったと。また、この状況を長く続けると、やはりと畜場の建築、建設がどんどんどんどん遅れるという懸念があると。やはり、農業にとっては、釧路・根室の農業にとってはと畜場の必要性というのは、これは漁業協同組合の必要性は十分認識しておりますけれども、農業者としては1日も早い整備を求めているというところでは、検討委員会の中においては、中茶安別ではなくて標茶町内で他の場所を検討していくといふことで方針が固まった、ということが報道されているところでございます。

厚岸町としても、厚岸町の農家にとっても、と蓄場の必要性というのは従来と変わらずあるわけでございます。そういったことでは、1年でも早くこのと蓄場、あるいは食肉加工センターというものが整備を望まれるわけでございますので、標茶町はじめとした検討委員会の推移を見守っていきたいと。釧路・根室管内の求めると蓄場が1日も早い整備がされるように、ぜひ進めていただきたいなという考えでおるところでございます。

●委員長（室崎委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 今言われた検討委員会にこの厚岸町としてはどれほど関わっているというか、そういう構成員に町も入っているんですか。入っているかいらないか含め、厚岸町としてはどの機関が入って、どのような進め方をされているか、知る限りお伝えいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 検討委員会に入っているのは、先ほども言いましたけれども管内、釧路・根室管内の農業協同組合の組合長会の正副、あるいは中央会の支所、ホクレンの釧路支所等々が関連団体になってます。自治体で入っているのは標茶町の町長が入っていると。事務局については中央会の根釧支所長が行っていると伺ってございます。厚岸町については、厚岸町の中で入っているのは、ですから釧路管内の農業協同組合、組合長の会長である河村組合長がその構成員になっているということでございます。

●委員長（室崎委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、大変申し訳ありません。数字ではないんですけど、今の関係、と蓄場の関係で1点だけ確認をさせていただきたいので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

今の質疑、大変私も真剣に聞かせていただいたんですが、7番音喜多委員の質問の中に事前に内諾を得ておられたというようなニュアンスの発言がございました。ということは、と蓄場をつくることによっていうふうに受けとめたんです。私は、少なくとも議会でございますから、それに対して理事者のほうで町長なりそういうことをどっかで誰かが厚岸町としてオッケーよと。こういうふうに質問されたふうに私は受けたものですか、それに対して理事者は全く答弁ないんですよ。ということは、認めた、ということではよろしいんですかね。今の質疑を聞いてて、7番さんの質疑に対して私はなんも異存はございません。少なくとも問いかけているわけだから。それに対して理事者は否定もなんにもないということは、内々オッケーしてたよと、こういうふうに私は理解したんですけどいいですか。私はそういうことはなかったんじゃないのかとかように思っているんですけども、全く否定がございました。これはやっぱり議会ですから。きちっと答弁していただきたいと思います、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狹町長） 私から大切なことでありますので、答弁をさせていただきたいと思っています。

食肉加工センターの設置につきましては、厚岸町はじめ産業団体も賛成をいたしておるところであります。場所につきましては標茶町ということでございます。これは検討委員会からも要請をされておるところであり、その方向で進んでおるわけであります。しかし、茶安別の考えられる場所においては漁業協同組合は不安が極めて高い。その不安を払拭できなかった。

また、建設、その場所に対する反対の意見書も漁組から出ておるわけであります。そうすることで厚岸町が現在の予定されておる場所については反対と、納得はしていないということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 私の答弁が漏れていたのではないかというご質問かと思います。今、南谷委員から言われて、私、音喜多委員、先ほどの委員の質問中にそういう趣旨の質問があったということは聞き取れていなかったんです。今、南谷委員から言われてそういう質問があったかなと思ってたぐらいです。そういう私の思いがあってそういう答弁をさせていただきましたけれども、厚岸町としては中茶安別の部分に対して、あそこの部分に対してOKということはこれまでも言うてはいないと。ただ、標茶町で、町長も今答弁ありましたけれども、標茶町で整備をするということについては釧路・根室管内の中での合意のあったことではございますけれども、中茶安別の今の建設予定地だといわれることに対して、厚岸町として同意するよというような話はしてきたことはありませんということでございます。

●委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

●堀委員 今のお二方の質問の後でまた同じことで聞かせていただくのですが、次の畜産業費で聞こうと思ったんですけれども、農業振興費で出たんでここで聞かせていただきますけれども。そうすると別寒辺牛川水系には、と蓄場の排水は流れないんだということをもう言うてしまってもいいと。漁業者に対して安心してくださいよと言えるような状況になりましたと言ってよろしいんでしょうか。この点について確認をしたいと思っています。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狹町長） 漁民等々の関係であります。これは厚岸漁業協同組合が対応することであろうと、そのように理解をいたしておりますが、中茶安については標茶町は断

念をしたということは明快であります。しかしながら、今後の場所については検討委員会といたしましても標茶町内にとiいうことで進んでいるやに承っておるところであります。

●委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それは分かるんですけども、要するに今後その変更される場所が結果的に別寒辺牛川水系に排水が流れるようなところに建てられてしまつては同じことを繰り返すわけなのですから、決してそうはならないというものを、やっぱり厚岸町側やその検討協議会のほうに入られている方にも、しっかりと申し伝えるべきじゃないのかなと思いますし、まだそれについての言質がとれていないのであれば、もしかしたら今回の場所は断念しても、別寒辺牛川水系に排水が流れるようなどこか、標茶町内でのどこかの場所になるかもしれないといった中では、常に漁業者側としても、このとと蓄場の建設位置というものについての意識をしっかりと持って、まだまだしっかりと持っていないかならないんだと思つていかなければならないのか。そこら辺をしっかりと、はっきりさせないとならないと思うんですけども、この点についていかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 再度の質問であります、別寒辺牛川水系には放流がされないということであります。今後については、標茶町と検討委員会で協議に入るのではなかろうかと思つておるわけであります。

●委員長（室崎委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 今の議論に関係してというか、参考までに教えていただきたいんですけども、比較検討の意味でし尿処理の部分について、このとと蓄場のことに関連して比較検討する意味で、し尿処理についてちょっと教えていただきたいんですけども。

●委員長（室崎委員） 済みません、し尿処理に関しては。

●杉田委員 この一つ前の段階なんですけれども。

●委員長（室崎委員） 24ページの5目で、すでに終わっているんで。

●杉田委員 終わっちゃつてるんですけども、このおそらくそのとと蓄場を懸念されている理由は、その処理水のことと懸念されていると思いますので、処理水が比較検討する意味でし尿処理とどう違うのかということを僕教えていただきたいんですけども。

●委員長（室崎委員） あの、と蓄場の処理水のための質問でしたら特に認めますが、そ

れに関連して、し尿処理場の話をなさるんでしたらすでに終わっています。

●杉田委員 はい。し尿処理場のことについて聞きたいのではなくて、処理水について確認の意味、点で確認させていただきたいんで。

●委員長（室崎委員） 要するにと蓄場の処理水の説明の参考に比較しながら言ってくれと。そういうことですね。はい、分かりました。
それでは、質問してください。

●10番（杉田委員） と蓄場の処理水とし尿処理の処理の仕方での排水された水は、なんというんでしょう、汚染というとおかしい、どのくらいまで浄化されている程度が違うのかということ参考までに教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 聞ける意味わかりますか。ちょっと休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 細かな資料は持ってありませんが、いずれにしてもこのと蓄場につきましては特定処理施設になります。これは法に基づく施設となりますので、法の基準に則った中での放流水となりますので、いずれにしましてもし尿処理と同様に法に準じた中での処理水を流してると、流すと、でなければ許可がされないということになりますので、いずれも変わらないと。片方は食肉に伴う解体物、残渣、血水とかも入ってきますし、し尿につきましてはし尿ですね、し尿処理については人間のし尿の部分の処理ということでございますけれども、処理する水の基準については、それぞれの法に基づいた中での基準を守っているという状況かと思います。

●委員長（室崎委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 分りやすくお伺いしますと、処理された水は飲める水ですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 飲料水とするには、法に則った中での基準に則って処理をしなければ供給されることがないということでございますので、飲料水とは飲むことは基本的にはできないかと思います。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

●委員長（室崎委員） 昼食のため休憩といたします。再開予定は1時です。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。午前中に引き続き審議を進めてまいります。
3目畜産業費、ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7目農業施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8目農業水道費

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項林業費、1目林業総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目林業振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目林業施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3項水産業費、1目水産業総務費。

●委員長（室崎委員） 2 目水産振興費。

3 番、堀委員。

●堀委員 まず、ここで昆布採藻業についてお伺いしたいと思います。9 月に入ってから
の北海道水産被害対策合同会議なるものが北海道のほうで開かれたようで、その中で今
年の昆布の採藻見込というか、収容見込が過去最低の 1 万 4,000 トンくらいになりそうだ
という見込が出されてました。厚岸町においても 8 月、7 月は比較的順調なのかなとい
うふうに昆布操業日数があったのかなと思われるのですが、8 月に入ってお盆休
みの後というものがこの台風関係で全然出れなくなって、収量ですね、収穫量というも
のがだいぶ落ち込むんじゃないのかと思われるのですが、まずこの点について町
のほうではどのように捉えているのかをお伺いしたい。

それと、同じくカキ養殖業なのですが、夏場高水温で夏場の抱卵で体力の弱っ
ているところに、この台風などの大雨によって真水がたくさん差すことによって、今結
構な斃死というような状況が見られております。人によっては半分くらいも駄目になっ
てしまったという話を聞くのですが、この状況についても町としてはどのように
捉えているのか、お伺いをしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） まず最初に昆布の関係等々ですが、昆布に限らず、
今ご質問者言われたのは、道漁連など 7 団体が連携をして水産被害合同対策会議とい
うのを立ち上げてるということでございます。この部分は今被害の状況がどのようになっ
たのかを把握をして、必要な支援措置等々について検討していくというための会議を設
置をしたということでございます。

まず、昆布の状況でございますけれども、ご質問者言われたとおり、お盆までは例年
になく出漁回数も良かったんですね。昆布の資源量につきましても昨年並みという見通
しの中で漁を進めてきたところでございますけれども、8 月に入ってから台風等々で海の状
況も悪くて出漁ができないという状況が続いて、9 月に入ってからようやくまた出漁と
いうことで、今 16 か 17 日くらいの状況なんです。

先般も、漁業協同組合のほうにその昆布の状況等をお聞きしますと、これはまだ客観
的に見てということでは見通しが立たないわけでございますけれども、漁組のある担
当者によると、例年から見るともしかすると 3 割程度収量落ち込むんじゃないだろうか、
というような状況とお聞きをしております。

それと、一方のカキでございますけれども、これもご質問者言われたとおり、高温あ
るいは台風、大雨こういった部分でカキの体力が弱まっているところに、こういう雨が
続いて、どうしても塩分の濃度が下がるということも懸念をされるということでは、一
部ではそういう斃死というところも状況が出てきているようでございますけれども、こ
の状況につきましても、まだこれからの推移もありますでしょうけれども、漁業協同組

合のほうでもまだきちんとつかまえてないようでございますので、早速組合通じてそういった状況を把握していかなければならないのかなとは思ってございます。

●委員長（室崎委員） 3番、堀委員。

●堀委員 まず、昆布なんですけれども、そうすると大体、例年の3割減くらいというような中で、3割も落ちるといったらば本当に非常に大変、あの兼業でほかの魚種などもやっている方はまだしもっていいながらも、昆布専業の方であればこの3割となると相当な落ち込みというものもあるし、また兼業の方でも昆布の後はカキといった、今度昆布が駄目でカキも駄目だったならば、本当にダブルパンチのようになってしまう状況が見受けられるのかなと思って、来年度の町の税収とかにもやはり相当な影響が出てきてしまうと心配をするところであるんですね。

当然、まだ操業中でもありますし、全てが検査が通って量が確定しているわけでもないんで、これについては今後のこの9月、10月の操業状況とかも当然絡んではくるんでしょうけれども、やはり相当数の落ち込みがあったときには、町としても何らかの対策というものが出来てきて考えられないのかどうなのかというものをやっぱりお聞きしたい。例えば、ここの目にあります昆布漁場改良事業ですね。これの漁業者負担、これをやはり少し減額するような、そういうような対策というものがやはりもしかしたら求められて、この収量減といったものがはっきりしてきた中では、やはり考える一つではないのかと思うんですけれども。ここら辺については、どのように考えていただけるのかというものをお聞きしたいと思うんですけれども。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） あの、厚岸町における昆布漁というのは、大宗漁業とも言われるように、多くの漁業者の方がそれに携わっているということで、ご質問者言われるように厚岸の経済を支える一つ大きな漁でもございます。そういった意味で、厚岸町としては昆布漁場の改良事業というものを継続して、漁業協同組合が行うものに対して支援等してきているところでございます。

漁業者といいますか、漁業協同組合、厚岸町としては漁業協同組合からの負担、主体となっている漁業協同組合負担というものがありませんけれども、そういった中ではこの水産振興費の中にもありませんけれども、水産多面的事業というのが国の制度として新しく制度ができて、それによって国あるいは北海道のほうの支援もいただけるということで、事業主体である漁業協同組合の負担も大分軽減をされてきているという状態があります。このたびの昆布漁場の改良事業につきましても減額をしていますけれども、これは水産多面的事業の採択を受ける見通しがたったのでそれに見合う分、落ちているということでございます。

ただ、その部分も北海道等々の枠の部分もあって、あるいはうちのいろんな受益面積の部分もあって、最大限のこの国、北海道から支援をいただく手だてということで見合いを持って要望しているところでございます。

今、ご質問者言われたような昆布漁だけではなくて、カキ等もそうだと思うんですけども、そういう今回のような台風等々によって結果として、直接ではないにしても、間接的にでも被害があった場合に対する支援という部分については、先ほど質問者も言われましたけれどもこれからの推移を見ながら、漁業協同組合と状況を確認させてもらいながら、いろんな検討はさせていただきたいなというふうに、できるできないは別として検討はやはり必要になってくるだろうと思ってございます。

●委員長（室崎委員） 2目、他にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、前に進みます。
3目漁港管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目養殖事業費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6款1項商工費、1目商工総務費。
3番、堀委員。

●堀委員 放射性物質検査機器保守点検委託料、ここについてお伺いをいたします。学校給食などの食材の検査機器としてこれを使われていると理解をしてたのですけれども、今年度の初め、要はこの機器の継続しての使用をしていくのかどうなのかというようなお話がありました。委員会、私の所属する委員会なののですけれども、あったのですけれども、今年はこのようにしてこの予算を付けていただいて、今年も継続してやっていくということなんでしょうけれども、その委員会のときにも話として出たのは、いずれにいたしましても、もしやめるといような方向性を出すにしても、しっかりと親御さんとかいような人方からの意見をしっかりと確認してもらいたいというふうに意見として出てきたと思っているのですけれども、実際今年はこれでいいんでしょうけれども来年度以降といったものを考えていったときに、どのように考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答えをさせていただきます。この放射性物質の測定器につきましては、平成24年の10月から実施しております。回数的にも平成24年56件、その次の年25年に65件と。26年、27年と検査の回数が減っております。これは、野菜を九州産で

すとかそちらの検査を要しないところにシフトがえをしたという内容で、件数が減ってきているということですけれども、検査は今継続しておりまして平成27年度、昨年度でございましてけれども、1年間で36件。今年度は、28年度は現在までで31件とふえております。と申しますのは、九州で地震が起きました。その関係で九州産の野菜が入りにくくなったということで検査が昨年よりふえていると。どうしても九州産のものが入らないとなると1都16県の検査を要するところの食材を使わなければならないということで、検査を再びふえているような状況となっております。

それで、ご質問にありました、来年度以降どうするのかということですが、前にもお話をさせていただきましたけれども、協議会としても安全性ですとかそういうものをいま一度検証しながら、おっしゃったように保護者とかにも理解を得た上で、もしやめる場合、そういう形で進みますけれども、現在のところ継続するというふうに、当面継続すると考えております。

●委員長（室崎委員） 1目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

4目観光振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目観光施設費、いませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目土木車両管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目地積調査費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

4番、石澤委員。

- 石澤委員 今回の一般質問でも出てたんですけど、道道と町道が交差する草刈りなんですけど、道道と町道のちょうど交差するところの草刈り、それから除雪のときのどういうふうになっているのかな。

車が運転していると、ちょうど目の高さに草が残ってて見通せないという場所が何カ所かあるのですが、その辺はどういうふうにお互いに話し合っているのかどうしているのか、ちょっと聞きたいんですけども。

- 委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 国道はほぼ市街地っていいですか、そういったところの交差点かなというふうに思います。特に、見えなくなっているということで町民から苦情等が役場に寄せられるのは、山間部があります。この道路管理者が除雪季を前に消防等を含めて除雪体制の関係連絡会議を開いております。その中でそれぞれ交差点については責任を持ってやるというふうになっていて、基本的には気づいたほうがすぐやるということであります。その地域によっては、どちらかが早く行ったり、町が早く行ったり、道道が早く行ったりという箇所がございますけれども、いずれにしても双方で見えるようにしようということで、その責任分担というのは特にないと。

- 委員長（室崎委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 除雪もそうなのですが、草刈りのことなんです。ちょうど車でこう座って、立って草刈りしているせいなのかなって思うんですけども、ちょうど車で座った目の辺りに草の部分が出てきてしまっているところは何個かあるんですよ。そうすると、前に、道路のほうにずっと前に出てからでないと確認ができないというのがあるんですが、その辺の土木ですか、そことの兼ね合いっていうのか、一緒に話し合いなどはどういうふうになっているんでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 今の草刈りですと、それぞれ実施時期が異なります。それで、道道については除雪の草丈というのでしょうか、基準というのでしょうか。下まで刈るというような基準ではなくて、お子さんがきちんと見える程度ということなんだそうです。

ですから、その場所によってはきれいに刈っているところもありますけれども、中には車に、乗用車に座って目の辺りに草がくるところは現実的にはあるようではありますが、それについても危険な部分については、ご指摘をいただいて、特にご指摘いただいた部分については、すぐ対処をしていただくように常々お願いをしているところでございます。

●委員長（室崎委員） 他に、1目道路橋梁維持費ございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目道路新設改良費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3項河川費、1目河川総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4項都市計画費、1目都市計画総務費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5項公園費、1目公園管理費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6項住宅費、2目住宅管理費。

8番、南谷委員。

●南谷委員 7款6項2目住宅管理費、ここでお尋ねをさせていただきます。上程されているのは599万6,000円。まずこの事業の内容について説明を求めます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 43ページの住宅管理費、町営住宅（計上）と書かれている予算につきましては、厚岸町内にある全ての町営住宅の管理に要する経費でございます。

599万6,000円の内訳というふうにお答えしたいと思います。

今般、このほぼ占めるのが需用費606万6,000円のうち、修繕料532万7,000円であります。他についてはほぼ契約終了したというような状況での、特に委託料については精算という部分で、今回の増額については特に修繕料についての内容でありまして、もう少し内容を申し上げますと、この修繕の主な内容なのですけれども大きく分けまして、まず水道関係、水道関係で36万6,000円。六つほど申し上げます。それから、電気関係で8

万4,000円。それからガス関係で36万9,000円。それからガラスであるとかサッシだとか、そういった部分では10万9,000円。あと三つほど。それから機械設備関係、これでは28万6,000円。これは、ほぼ住宅の個々の住宅に対応する部分であります。共用部分、全般に必要な設備であるとか、そういった部分では共用部分では382万8,000円。今申し上げたのに加えて、その他約100万円ほど加えるとこの600万円という金額になります。

このうち、特に今回、今回と言いますか、このうち比較的多額なものを申し上げますと、白浜公住では屋外の排水弁が詰まりまして、それを取りかえなければならないということで30万円。先ほどのさらに細かな内訳でありますけれども、奔渡公住の高層の部分で一部雨漏りがありまして、これを改善すべく外壁のコーキングなどで14万2,000円。それからあと四つほど。それから、宮園公住でロスナイと言いますか、これ24時間換気しなければならないということで21万3,000円。それから梅香公住では一つの棟の全戸が使う物置が建物の前に一列に全部連結でされてる長い物置があります。これが雨漏りが発生しておりまして、今年の雨漏りでなく昨年あたりからきているようでございまして、これに116万2,000円。それから宮園公住では屋上にあるルーフドレーンに直結している管の凍結による破裂。これで37万8,000円。それから最後でありますけれども、同じく宮園公住でエレベータの油圧、要は油が汚れているということで、これに交換を要するということで139万5,000円。ただいま申し上げた合計で約359万円になります。

昨年の決算と比べて約この部分が決算では上回るのかなという状況でありまして、全ての件数では現在のところ62件の修繕発生ということで後段、今後の3月までの見込として月10万円を見込みさせていただいた総額ということでの不足額が、今回の532万7,000円の要求をさせていただいている内容でございます。

●委員長（室崎委員） 8番、南谷委員。

●8番（南谷委員） 大変、丁寧な説明ありがとうございます。物すごく町営住宅、宮園はそれほどでもないんでしょうけれども、町営住宅が非常に老朽化してきている中でそれぞれ住民の皆さん、お困りのところ対応をしていただけると。住んでいる人にやっぱり不便をかけないような、今年のように雨の日が多く続く、湿気も多い、そういう中で適切な管理をしていただきたいと思います。

その上で伺いをさせていただくんですが、委員長、この財源のほうについても伺いたいです。表裏一体なんでね。そうすると、私の推測では47ページ給与費。財源の補填はないんですが、その他財源357万4,000円。1財の振替になっているんです。この関係、恐らく住宅使用料との関連があると思うんで、ここに記載があります599万6,000円。その他になっておるんですけれども、その財源の関係、これだけ599万9,600円を拠出するには財源を、どんな関係について説明を求めます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長（星川課長）

●税財政課長（星川課長） 財源の部分ですので総体的な住宅使用料の部分も関係ありますので私のほうからご説明申し上げます。基本的には町営住宅の財源につきましては、

基本的には住んでる方々からいただく住宅使用料をベースに全てこちらの財源として使うというのが基本になってございます。この案件につきましては、先の議会のほうでもご説明させていただきましたが、まず充当する順番と申し上げますか、それがまずルールとして決まっております、住宅使用料でいただいたお金は、まず最初にこの町営住宅、こちらの住宅管理費のほうにまず最初に充当させていただいて、それに残った部分があれば今度は人件費にいくと。さらに残れば公債費のほうの償還金のほうのあてさせていただくというような順番がございまして。なので、今回のこの部分につきましては、こちらの最初にあてがうための財源として、町営住宅のほうで599万6,000円の財源が必要ですので、給与費に振り替えておったこの599万6,000円を、一旦こちらの、まず充当の順番として最初にもってこなきゃならないこの住宅のほうに財源を充当させていただいて、給与費のほうに振りかえといった財源をあてがえたということになりますので、そういった関係でこの財源が使われているということになっておりますのでよろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、住宅使用料で徴収している部分の決まりがあって、住宅にかかる修繕費、それらに充当されると、通常ね。余ったら人件費、町の職員の皆さん管理している部分100%でないにしても、総体見ている人件費の中に充当してくよというふうに理解をさせていただきました。なおかつ、その住宅使用料余れば起債のほうに償還すると。そういうことで給与費、今回500万なのですけれども、そのうち357万4,000円、計算方法わからないけど、実質その分減額させてもらって一般会計から財源を補填したと。こういう給与費のほうは理解をさせてもらったんですけれども、それでよろしいですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、ご質問者おっしゃったとおりで、一旦財源のほうを給与費に振りかえてたものをそれをこちらの町営住宅のほうで必要になったので、給与費のほうからこちらに振り替えてということになります。

●委員長（室崎委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 数字的には理解ができました。ありがとうございます。

町営住宅に住んでいる皆さん、やっぱりそれぞれ老朽化している中で、このように期中でもやはり必要なものは老朽化しているわけですから、雨漏れ対策などしっかり私はこれからもやっていただきたいと思いますし、今回財源やりくりされたんでしょうけれども、計上なさったということに対しましては敬意を表する次第でございまして。それと合わせて、その下の奔渡団地整備事業1,391万7,000円。改修工事費です。これについても概略でいいから説明を求めます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、前段のご質問の管理をしっかりとという部分でありますけれども、町営住宅の長寿命化計画、これを粛々と進めさせていただくことができております。今後も計画的な施行ができるように予算要求してまいりたいと思います。

それから、奔渡団地のこれは1,391万7,000円は今回追加をお願いしたいという内容であります。本年5月に、これは具体的には奔渡の59C号棟という部分であります。漁村センター側から入って1番左手前にある棟でございます。これの屋上防水シートが風で飛散いたしました。これを放置すると雨漏り発生と。応急措置を検討したんですけれども、これも来年度、長寿命化計画で屋上防水工事をしようとしていた部分でありました。手戻りにならないように応急措置ではなくて恒久的な措置をと考えていたところに、社会資本整備総合交付金の追加配分がございまして、これを活用させていただいて何とか予算要求できたと、こういう状況でございます。

●委員長（室崎委員） この目、ほかにございますか。

休憩します。

副委員長と交代しますので、よろしくお願いいたします。

午後1時33分休憩

午後1時33分再開

●副委員長（石澤委員） 再開します。

それでは、9款教育費、1項教育総務費、6目スクールバス管理費、ございませんか。

（な し）

●副委員長（石澤委員） 2項小学校費、2目学校管理費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、あの中学校にも関係するんですけれども、両方共通してますのでここをお願いいたします。

あの、さきにも議会でほかの議員さんからの質問は出てたんですが、学校司書というものがございましてね。学校司書というのは、今、文科省も財源的な手当を含めて進めているとちらっと聞いたんですが。どのようなもので、それぞれのところではどのような効果を上げているのか。分かっている範囲で結構ですから教えていただきたい。

●副委員長（石澤委員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） お答えいたします。学校司書は平成26年に学校図書館法が改正され、学校に学校図書司書という部分で法律に位置づけられたということが始まり

まです。この改正では、学校図書館の職務に従事する学校司書の配置というのが努力義務ということで規定されたという法律になっております。

その効果なのですが、実はそれは法律では定められて、昔からこう学校司書というのは置かれている都道府県があります。今は現状では、全国的には学校司書の配置率は約50%。小、中とも50%前後となっております。特に島根県では、ほぼ100%。それから、岡山県などは昭和25年からPTAの予算の措置で配置されているという状況にあります。また、北海道ではおおよそ1割、まだ1割程度ということでの配置率ということになっておりますけれども、市町村によっては全校に配置しているところもあります。

そういうような状況の中で、旭川市が全小中学校に配置しているのですけれども、読書率が上がった、また図書の貸出率が上がったという成果というのが報道でもなされておりました。おおよそ、そういうところは押さえております。

●副委員長（石澤委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 あの、図書館という施設を、学校図書館に限らず、ちょっとこう別のものに例えますと、図書館における司書というのが、病院における医師と非常によく似た感じがするんですよ。どんなに立派な医療機器をそろえても、そこに医師がいない。あるいは、どうにもならない医師がいたってその病院はきちとした医療行為ができないですよ。

それと同じように、特に学校図書室とか学校図書館といわれるのは、私が子どものころから知っている状況は、書棚があるだけなんですよね。そして、そこに何百冊かの本が置いてあるだけ。それでは、いわゆる本棚であって図書館ではないんですね。これがきちとした図書館としての機能を果たすためには、やはり司書が必要だということだろうと思います。

それで、今、これは全国、厚岸も例外ではないと思うのですが、児童生徒、それに限らないでしょうけれども、今焦点を児童生徒にあてて言うと、読書量がどんどん減ってきている。一つには、スマートフォンなるものを使ったSNSだとかゲームだとか、そういうものにどんどんと時間をとられているというような話もあります。

つい二、三日前でしたか、テレビを見ておりましたら、カリスマ予備校講師というような人がテレビに出ていていろんなことをやってたんですけど、そういういわゆる超一流校を受けようとして勉強している子どもたちは、勉強時間は減っていないと。けれども、その他の時間で今まで読書をしていたような時間がそういうものにどんどん削られてと。そうすると、差し当たっての試験の点数は下がらないかもしれないけども、この子たちがある年齢以上になったときの、なんというのですかね、教養の豊かさとも言うんでしょうか。それは、恐らく今と大きく変わってくるだろう。そのことに対しては、非常に自分は慄然とした思いがあるというようなことを割と笑わせるような発言の多い中の番組で、そこだけは深刻な顔して言っていました。

そういう中で、やはりどうやって学校で子どもたちに読書の楽しみというものを教えていくかというようなことで、恐らく学校司書という専門家が学校の中に入って図書館活動を行うことってというのは今日、大変重要な問題なんだということを文科省は分かっているんじゃないかと。それが、平成26年になってです。昭和25年からすでにやってい

るところはやっている制度を、法的な裏付けを与えてきたという意味ではないのかなと、私は勝手に理解してるんですが。

そして、どうも仕組みは栄養教諭ってのがありますね。栄養士としての専門家が栄養教諭という形で学校に入って、いろいろな食の指導を行うと。校長先生の配下に入るわけでしょ。それと同じように、図書館の専門家が学校司書という形で、いわば校長を頂点とする学校組織の中に入るということによって、そのいろいろな活動を行っていくという意味でないかと、勝手に理解してるんですが、そのようなものでよろしいんですか。

●副委員長（石澤委員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 今、委員ご指摘されたように背景には本当にいろいろさまざまながあります。その中で読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、そして想像力を豊かなものにして、人生をより良く深く生きていく大切なものと考えています。

その中で、厚岸の現状がやはり今ご指摘されたように全国っていう話でしたけれども、実は厚岸町も同じ状況であります。読書の状況なのですけれども、情報館の本の貸出率というのは実はすごく高くて、全道でもトップクラスです。

それから、小学生にとってアンケートの中で、保育園や幼稚園のときに図書館に連れてってもらえますか、ということに対しての答えもかなり高いです。ところが、小学校からがくんと読書量が落ちます。これは、数字がきちっと出ていて、小学校に入ったとたんのがくんこう読書量が減っていて、今ご指摘されたとおりになっています。その分、ゲームや携帯などの情報端末機器をつかう時間がふえているという実態が厚岸町の子どもたちにあるということです。

それを踏まえまして、今回の教育要素の執行方針の中でも今日的な教育課題ということで、ここの部分、読書量をふやしていくっていうことをしていかなきゃならないだろうということで、教育行政の執行方針でお示しいたしています。具体的には、情報館との連携を図って、学校から要望のあった本の貸し出しだとか、それから図書館司書と学校職員、12学級以上の、厚岸町でいくと真龍小学校なのですけれども、司書教諭というのは配置されております。配置というよりも学校の先生が学校司書のかわりまではいかないですけれども、図書館の担当をする。でも実際は担任をもっていますので、専属ではないです。そういうなかなか機能はしばらくのような部分はあるんですけれども、そういうところと連携する。

また、厚岸町には熱心なボランティアがいらっしゃいますので、その方々が学校に入ってきていただいて、そして読書量を増やしていくということも行っています。また、学校では教科書で学びながら同じ作者の本を読んだり、それから同じテーマの本を読むという本の読みを広げていくという、今学習を進めています。これは大きく変わっているところです。

そのようにして、取り組みを進めています。ただ、今ご指摘ありましたように学校司書がその間に入っていくことが必要なんではないかということ、まさに今指摘されてるとおりです。それで、国なんですけれども、国は今チーム学校という構想を持っています、今おっしゃられた専門員を配置する構想というのを検討しているんです。そ

それは、学校司書、それからスクールカウンセラー、ICT専門員、部活指導員など何でもかんでも先生じゃなくて、やっぱり専門の人がきちんといることが必要なんではないんだろうかという構想であります。今、学校には教員のほかに事務職というのが道費負担職員でいます。

それから、厚岸町では支援員を配置しています。そういう全体の枠組みの中で、組織としてこのことを考えていこうという中に学校司書というのが位置付いていますけれども、これについては財政的な裏付けが不可欠であることから、国の施策、それから予算付けに注視しながら、厚岸町の子どもをどう支えていくのかという観点で論議していかなければならないと考えております。

●副委員長（石澤委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。今ある体制の中で精一杯の努力をしているということはよく分かりました。それで、これをもう一步進めるとなると学校司書というのは非常に有用なものでないかと思うんですよね。そのあたり、厚岸町において学校司書を置くということの意義。もちろん教育委員会は、予算権を持っていませんから、はいあの明日から置きますなんてことは言えないのだけでも。

ただ、今そういう施策を教育委員会として進めている中で、学校司書を置くということの意義はどの程度に考えてますか。

●副委員長（石澤委員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 今、申しましたように学校司書の役割は本当に非常に大きいと押さえています。ただ、そのほかに、今、情報館という学校図書、町の図書も含めて中枢的な役割を果たしている情報館の活用っていうこと。それから学校図書館の活用っていうのもなかなか進んでいない。学校との連携がまだまだ図れていない。せっかくあるものをどうつなげていくかっていうことを全体的に考えていかなきゃならない。その中に学校司書というのはきちんと位置づけられるとよりいいだろうと。

でも、その前に、例えばふだんの中での図書館司書っていう方もいらっしゃるんですけど、そういう方との連携だとか、そういうものをきちんと積み重ねていくということも一方では必要ではないかと考えております。

●副委員長（石澤委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 あの、栄養教諭っていったかな。それを置くときにも今のような話がありましたよね。形だけ栄養教諭をぽんと置いたからってできるものではないと。やはり、受け皿としての学校がそれを十分に生かすような体制をつくる中で栄養教諭が学校に入って、そして一緒に仕事することでぐんと効果が上げれるんだと。まさに、厚岸町はそれをやっていると思うのですが、学校司書にも同じことが言えるであろうと思いますよね。それでその下地としては厚岸町は非常によくできてきてるんじゃないかと。

たしか、恵庭かどっかでしたか。各学校図書館が町の図書館のいわば分館的なものになって、ちょうど厚岸町では今、梅香町に分館がありますよね。あれが各小中学校にあるようなイメージのなんか動かし方をしているっていうのをちらっと聞いたのです。たしかに、いろんな方法あると思うんですけども、最も今何が必要かということを考えたときに有用なものであるならば、積極的に取り入れることをおおいに進めていただきたい。これはお願いですけども、そのように思って今の質問をこの程度にします。

●副委員長（石澤委員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） お答えします。この図書館の考え方、それから学校司書の考え方、今ご指摘あったように十分に検討させていただきたいと思います。

また、いろんな問題を厚岸町の子どもたち、たくさんいいところもありますし、また課題もありますのでそれらを全体を含めながら、先ほども申しました厚岸町の子どもをどう育てるのかっていう観点の中の一つに図書館、読書量を増やしていく、そのためにはどうしたらいいのかっていうのをこれから考えていきたいと思います。

●副委員長（石澤委員） 2目、ほかにありませんか。

（な し）

●副委員長（石澤委員） なければ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、ありませんか。

（な し）

●副委員長（石澤委員） 6目情報館運営費、ありませんか。

（な し）

●副委員長（石澤委員） 次、6項保健体育費、2目社会体育費、ありませんか。

（な し）

●副委員長（石澤委員） 12款1項1目給与費、ありませんか。

（な し）

●副委員長（石澤委員） 以上で、歳出を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

- 副委員長（石澤委員） 第2条の地方債の補正です。

地方債については4ページの第2表地方債補正と5ページの地方債に関する調書補正となります。

ございませんか。

（な し）

- 副委員長（石澤委員） 総体的にございませんか。

- 副委員長（石澤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副委員長（石澤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 副委員長（石澤委員） 休憩します。

委員長とかわります。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

- 委員長（室崎委員） 議案第61号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

当初、お願い申し上げましたとおり、款項で進めたいと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

1ページ、第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

2ページ、3ページは歳入歳出予算補正の第1表です。

4ページ、5ページは事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5款1項療養給付費等交付金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 7 款道支出金、2 項道補助金、ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 款 1 項前期高齢者納付金等。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第62号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正

予算を議題といたします。

1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の第 1 表です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

4 款道支出金、1 項道補助金。

6 款 1 項繰越金、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

2 款水道費、1 項水道事業費、ありませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にございせんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第63号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の第 1 表です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

5 款 1 項支払基金交付金。

9 款 1 項繰越金、ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

5 款 1 項介護給費準備基金費、ありませんか。
7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、ありませんか。
以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（室崎委員） 議案第64号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。
2 ページ、3 ページは歳入歳出予算補正の第 1 表です。
4 ページ、5 ページは事項別明細書です。
6 ページ、歳入から進めてまいります。
4 款 1 項繰越金、ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。
次に、8 ページ、歳出に入ります。
2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、ございませんか。
以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（室崎委員） 以上で、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算5件の審査は全て終了いたしました。

●委員長（室崎委員） よって、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後 1 時58分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 8 年 9 月 1 4 日

平成28年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長